

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵閣第1299号）】

(注) 傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
04.09項	<p>2. ニュージーランド原産の天然はちみつの取扱いについて</p> <p>ニュージーランド原産のはちみつについては、輸入申告等の際に<u>ニュージーランド食品安全庁 (New Zealand Food Safety Authority)</u>発行の証明書(Official Certificate Accompanying Honey to Japan)の提出があったものに限り、関税率表の番号第04.09項に該当する天然はちみつとして取り扱う。</p>	04.09項	<p>2. ニュージーランド原産の天然はちみつの取扱いについて</p> <p>ニュージーランド原産のはちみつについては、輸入申告等の際に<u>ニュージーランド農林省 (Ministry of Agriculture and Forestry)</u>発行の証明書(Official Certificate Accompanying Honey to Japan)の提出があったものに限り、関税率表の番号第04.09項に該当する天然はちみつとして取り扱う。</p>
2709.00	<p>1. コンデンセートに係る取扱いについて</p> <p>1. ~2. (省略)</p> <p>3. 着色について 従来行っていた原油等による着色は、不要とする。</p> <p>4. (省略)</p> <p>5. 事前教示について 輸入時のトラブルを避けるため、従来どおり事前教示に関する照会書(税関様式C第1000号)の提出を求ることとする。</p> <p>(削除)</p>	2709.00	<p>1. コンデンセートに係る取扱いについて</p> <p>1. ~2. (同左)</p> <p>3. 着色について 従来行っていた原油等による着色は、<u>租税特別措置法の特定用途免税(第90条の2)の直接適用の場合を除き</u>、不要とする。</p> <p>4. (同左)</p> <p>5. 事前教示について 輸入時のトラブルを避けるため、従来どおり事前教示願を提出させるものとする。ただし、長期契約の場合等、同種のものが継続的に輸入される場合は、2回目以降の輸入に際しては、電話連絡等簡便な方法によっても差し支えない。</p>
		9006.52	<p>2. 幅が24ミリメートルのロールフィルムを使用するもの(輸入統計細分010、020)</p> <p>本細分には、いわゆるAPS(アドバンスト・フォト・システム)カメラが分類される。APSカメラとは、幅が24ミリメートルのAPSカートリッジ入りロールフィルムを使用し、撮影と同時にラボへの現像、プリントの指示情報その他の情報をフィルムに磁気記録する機能を備えたものをいう。</p>